

F☆☆☆☆表示にかかわるビニル系床材の取り扱いについて

2003 年 7 月に施行された改正建築基準法では、ホルムアルデヒドを放散するおそれのある建材・内装材を特定し、これらの放散量によって、等級表示を実施したことはご承知のとおりです。しかしながら、法律施行後の今日においても、ビニル系床材の取り扱いについての問い合わせが多く寄せられておりますので、当部会としてここに改めてお知らせいたします。

●ビニル系床材は全く規制を受けません。

使用制限される告示対象建築材料は、以下の通り国土交通省告示第 1113 号から第 1115 号に記載されている 17 種類です。ビニル系床材は告示対象建築材料ではありません。

- | | | | | |
|-----------------------|---------------|--------------------|----------------|----------|
| 1) 合板 | 2) 木質系フローリング | 3) 構造用パネル | 4) 集成材 | 5) 単板積層材 |
| 6) ミディアムデンシティファイバーボード | 7) パーティクルボード | 8) <u>その他の木質建材</u> | | |
| 9) ユリア樹脂板 | 10) 壁紙 | 11) <u>接着剤</u> | 12) 保温材 | 13) 緩衝材 |
| 14) 断熱材 | 15) <u>塗料</u> | 16) <u>仕上塗材</u> | 17) <u>接着剤</u> | |

8) その他木質建材：

木材のひき板、単板又は小片その他これらに類するものをユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用した接着剤により面的に接着し、板状に成型したもの

11) 接着剤：

- ①壁紙施工用でん粉系接着剤、②ホルムアルデヒド水溶液を用いた建具用でん粉系接着剤、
③ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用した接着剤

15) 塗料、16) 仕上塗材、17) 接着剤：

ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る

●当部会構成企業が販売しているビニル系床材はF☆☆☆☆性能を十分満たしております。

元々ビニル系床材はホルムアルデヒドを放散するおそれがないため告示対象外とされた経緯からもお分かりいただけるように、実際に測定してもF☆☆☆☆を十分満たすものになっております。なお、データ等の詳細については構成企業各社にお問い合わせ下さい。

●当部会としては、ビニル系床材のF☆☆☆☆等級表示は行いません。

国土交通省では、「告示対象建築材料以外のものは、F☆☆☆☆等の表示を行う必要はない」と明言しており、当部会としては、むやみにF☆☆☆☆等級表示を行うとかえって市場の混乱を招くことに繋がるものと判断しております。

従って、「**これまでと同様、ビニル系床材のF☆☆☆☆等級表示は行いませんが、ビニル系床材は制限なしに使用できます**」ので安心してご使用ください。

一般社団法人 日本インテリア協会 プラスチック床材部会
タキロンシーアイ株式会社 フクビ化学工業株式会社
田島ルーフィング株式会社 富 双 合 成 株 式 会 社
東 リ 株 式 会 社 ロンシール工業株式会社
ア キ レ ス 株 式 会 社